

5. 学科目の構成および卒業要件

1. 授業科目の分類と構成

授業科目の分類と構成は以下のとおりです。科目ごとに、開催される年次が定められています。

分 類	科 目
1. 授業形態による分類	「講義科目」 「演習科目」 「実習科目」など
2. 教育課程による分類	「基礎分野」……………一般教養科目 「専門基礎分野」………医学系科目、保健系科目、 福祉系科目 「専門分野」……………専門科目、実習科目、 発展科目
3. 履修要件による分類	「必修科目」 「選択科目」

2. 卒業要件

本学を卒業するには、本学に4年以上在学し、基礎分野・専門基礎分野・専門分野ごとに定められた学位の修得が必要となります。卒業に必要な単位は下記の表の通りです。

H28・H29・H30・H31年度生：125単位以上（看護師）
135単位以上（保健師）

R2年・R3年度生：130単位以上（看護師）
146単位以上（保健師）

<卒業要件単位数>

[H28・H29・H30・H31年度生]

区 分		必修	選択	計
基礎分野	一般教養科目	(看)(保) 8	(看)(保)10	(看)(保)18
専門基礎分野	医学系科目	(看) 15 (保) 17	(看) 5 (保) 2	(看) 26 (保) 27
	保健系科目	(看)(保) 4		
	福祉系科目	(看) 2 (保) 4		
専門分野	専門科目	(看) 46 (保) 54	(看) 4	(看) 85 (保) 94
	実習科目	(看) 23 (保) 28		
	発展科目	(看)(保) 8		
計		(看) 106 (保) 123	(看) 19 (保) 12	(看) 125 (保) 135

[R2・R3年度生]

区 分		必修	選択	計
基礎分野	一般教養科目	(看)(保)15	(看)(保)10	(看)(保)25
専門基礎分野	医学系科目	(看) 21 (保) 23	(看) 4 (保) 2	(看) 32 (保) 33
	保健・福祉系科目	(看) 2 (保) 4		
専門分野	専門科目	(看) 41 (保) 52	(看) 1	(看) 73 (保) 88
	実習科目	(看) 23 (保) 28		
	発展科目	(看)(保) 8		
計		(看) 115 (保) 134	(看) 15 (保) 12	(看) 130 (保) 146

- 1) 必修科目は、看護学を学ぶ上で必要不可欠な科目であり、決められた年次の開講科目は全て履修してください。
- 2) 選択科目は、選択により卒業要件として修得必要単位数を履修しなければならない科目です。分野毎に履修すべき単位数が決められています。
 - ①「不開講科目の決定に関する内規」に基づき、受講希望者が5名以下の場合、開講しないことがあります。
 - ②保健師課程を選択している学生で、養護教諭第2種免許の取得を希望する場合は、「法と人権」「健康と運動の理論と実践」を必ず選択してください。また、英語Vを出来る限り修得してください。※授業科目の構成及び開講時期については、シラバスの「授業科目一覧」を参照してください。

6. 学籍移動

学籍とは、学生としての身分を有することを意味し、本学の入学試験に合格して入学手続きを完了し、入学が許可された者に与えられます。学籍は卒業、退学、除籍によって消滅します。学籍移動については、次のとおりです。届出窓口は教務係です。

1. 休学・復学（学則第35条・第36条）

- 1) 病気、その他やむを得ない事由により、3ヶ月以上修学することができない場合は、「休学願」に所定の書類を添えて提出し、休学の許可を得てください。（病気・けがの場合は診断書を添付）
- 2) 休学の期間は、1年以内で、2年を超えない範囲で更新することができます。
- 3) 休学の期間は、学則に定められている修業年限及び在学年数に算入しません。
- 4) 休学期間満了の場合、または休学期間中であってもその事由が消滅した場合には、「復学願」を提出して許可を得てください。

2. 退学・転学（学則第33条）

病気、その他やむを得ない理由によって退学・転学をしようとする場合は、「退学願」に所定の書類を添え、許可を得てください。

3. 除籍（学則第37条）

- 1) 学則に定める、在学期間を超えた者
 - 2) 学則に定める、休学期間を超えた者
 - 3) 正当な理由がなく、学則に定める期限までに、授業料を納入していない者
- ※上記1)～3)のいずれも、教授会の議を経て決定されます。